

さくら保育園を運営する「社会福祉法人 桜愛会」 に対する改善勧告について

裾野市は、社会福祉法人桜愛会に対して、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第38条第1項に基づき、監査を実施してきたが、法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき定められた裾野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に抵触する事実が認められたため、令和5年2月9日付けで法第39条第1項の規定に基づき改善勧告を发出した。

1 改善勧告の対象者

対象者名／社会福祉法人 桜愛会（所在地：裾野市公文名1番地の1）

2 監査の実施状況

- (1)対象施設等／さくら保育園（定員：本園120人、分園33人）
- (2)確認事項／身体的虐待等を含む不適切な保育の有無
- (3)監査内容

①聴取調査

- ・立入調査等／令和4年12月3日（土）～令和5年2月2日（木）延べ12日間
- ・聴取状況／前園長、主任保育士等対象職員（51人）及び保護者
職員：51人（延べ64人）
保護者：8人（一部電話聴取含む）

②書類調査

- ・不適切保育に係る園の内部調査の記録
- ・不適切保育に関する調査報告及び再発防止策
- ・児童票、保育日誌、保健日誌
- ・職員の給与支払状況、出勤状況の記録 等

③保護者アンケート調査

- ・対象世帯数／137世帯
- ・送付日／令和4年12月9日（金）
- ・回収締切り／令和4年12月19日（月）
- ・回収状況／105通

3 条例に抵触する事実

- (1) 身体的虐待（条例第 25 条により準用される児童福祉法第 33 条の 10 第 1 号）
 - ア 児童の頭をバインダーで叩く行為
 - イ 児童の足をつかみ宙づりにする行為
 - ウ 感染症への罹患が疑われる児童の体を他の児童に触れさせる行為
- (2) 心理的虐待（条例第 25 条により準用される児童福祉法第 33 条の 10 第 4 号）
 - ア 児童に対する威圧的な声かけ
 - イ 児童をトイレに閉じ込める行為
 - ウ 児童の容姿を揶揄するような蔑称の使用
- (3) 不適切な保育（条例第 15 条第 4 号）
 - ア 児童の写真を撮影し、児童を揶揄するような加工を行った上、電磁的記録により職員間で共有する行為
 - イ 必要もなく児童のズボンを下ろす行為
 - ウ 児童一人一人の食事のペースを考慮せず、時間内に完食させようと無理やり食べさせる行為

4 給付に関する調査

給付に関しては、法に抵触する案件はなし。

5 改善勧告の内容

- (1) 改善勧告事項
 - ①虐待等不適切な保育について原因の検証等
 - ②再発防止に向けた取組の実施
 - ③保護者との信頼回復を図るための措置
- (2) 改善報告提出期限
令和 5 年 3 月 9 日（木）

6 改善勧告後の対応

- (1) 提出される改善報告の妥当性を書面で確認するとともに、今後の指導を通じ、確実な実行を促す。
- (2) 改善を求めた事項について改善されない場合には、法第 39 条第 4 項に基づく改善命令の発出を検討する。